

【監理団体の許可の取消しの内容】

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名：東葉ワークス事業協同組合
 - (2) 代表者職氏名：代表理事 伊橋 昌行
 - (3) 所在地：千葉県柏市東上町3番15号

- 2 処分等内容
技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和2年12月18日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

- 3 処分等理由
自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第37条第1項第4号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。